

令和7年度

税制改正等に関する要望書

令和6年11月

一般社団法人 情報サービス産業協会

令和7年度 税制改正等に関する情報サービス産業界の要望

(はじめに)

1. デジタル化の状況

デジタル化に伴う日本社会の成長・革新は国際的にみて大きく遅れており、国際競争力の低下や労働生産性停滞の一因となっている。1992年まで世界1位であった日本の競争力（IMD世界競争力ランキング）は、2024年には過去最低の38位となった。

また、社会変化をリードする先端デジタル技術開発においては、日本企業は欧米IT産業、なかんずく巨大テック企業・ハイパースケーラー・プラットフォーマーといわれる企業群の後塵を拝する状況である。その結果、日本の企業や個人から、海外の巨大テック企業への支払いが増え続けている（拡大するデジタル赤字＝日本の富の流出）。

2. 生成AI活用の意義

こうした状況の下で登場した生成AI技術は、人類の知を集積し、集積した多種多様な知を質に転換する属性を持つ。人間が担っていた知的労働の相当な部分を代替することにより、様々な社会領域での生産性・効率性の向上、省力化・省資源化の実現といった、多大な社会的効用をもたらすことが期待されている。

他方で、誤謬の拡散、プライバシーや著作権の侵害、雇用への影響など多くの負の側面も指摘されており、利活用の進展に伴う社会的格差の拡大はとくに大きな懸念事項である。こうした負の側面への対応を含めて、官民がベクトルを合わせて生成AI技術活用の環境を整備するとともに、その実装・応用を進めることができれば、生成AIはデジタル先進諸国へのキャッチアップにとどまらず、日本の

国際競争力強化におけるゲームチェンジャーとなる可能性を秘めている。

3. 情報サービス産業が果たすべき役割

日本の情報サービス産業はこれまで、デジタル技術を多様な社会領域で実装・応用することを最も得意としてきた。生成 AI 技術についても、情報サービス産業が蓄積してきた経験やノウハウを活かし、広範な社会的実装・応用の役割を担うことが求められる。これにより、日本のデジタル化が進展し、日本社会・経済の国際的復権の原動力が生まれると考えている。

4. 今、必要なのは、低迷する我が国経済にとって、ゲームチェンジャーとも言うべき生成 AI の「実装」であり、国におかれては、この「実装」に的を絞った政策的支援を是非ともお願いしたい。

また、その他の情報サービス産業の研究開発、生産性の向上を図るための税制優遇等についても是非お願いしたい。

(要望)

1. 生成 AI 等の社会への実装を促進するための環境整備

- (1) 産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、生成 AI 等の分野における国内投資の継続的な拡大に向けて、必要な環境整備を検討いただきたい。**
- (2) 労働力の減少、環境制約等の様々な社会的課題に対応し、生産性の向上に資する生成 AI 等の利活用に対し、税、予算等の支援を行っていただきたい。**
- (3) イノベーション拠点税制においては、AI 関連のソフトウェアの著作権等に由来する所得が適用対象となっているが、所得控除額を算定する際の「対象となる知的所有権由来の所得」及び「自己創出比率」の算定において、企業実務上過剰な負担を強いられる事のないようお願いしたい。**

2. 情報サービス企業からみた研究開発税制に係る積み残し課題の解消

(1) 試験研究費の範囲の見直し

研究開発税制の適用対象とされる「試験研究費」には、通達において、「人文科学及び社会科学に係る活動は含まれない」とされている。しかし、科学技術・イノベーション基本法は、「自然科学と人文科学との相互の関わり合いが科学技術の進歩及びイノベーションの創出にとって重要であることに鑑み、両者の調和のとれた発展について留意されなければならない。」と定めており、自然科学以外の

学術成果に基づく研究開発を試験研究費の範囲から排除すべきではないと考える。また、近年の情報サービス開発の動向をみても、心理学や行動経済学など、人文科学や社会科学の学術成果を応用したサービス開発の事例が見受けられる。我が国の産業競争力を強化するためには、この動きを加速化することが必要であると考えます。

(2) 「専ら」要件の緩和

「試験研究費税額控除制度」においては、「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者」に対する人件費も税額控除の対象となっている。そして、国税庁通知（平成15年12月15日）によれば、この「専ら」とは、「その従事する実態が、おおむね研究プロジェクト計画に沿って行われるものであり、従事期間がトータルとして相当期間（おおむね1ヶ月（実働20日程度）以上）あること」とあるが、情報サービス産業の実態がこの要件にそぐわないとみられることから、こうした要件を緩和いただきたい。

3. 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制の延長と見直し

中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制は、中小企業の果敢な設備投資を促進し、労働生産性の向上を通じて賃金上昇につながって行くためのものであり、「経済の潮目の変化」を中小企業にも波及させる観点からも、今こそ重要な税制と評価しているところ。

本税制の対象となる投資には、従来からソフトウェアに対する投資も含まれているが、制度創設から10年余りが経過し、最近の新しいデジタル技術の進展を踏まえたものとなっておらず、本税制の適用が困難なソフトウェアが出てきている。

については、次の2点を要望する。

(1) 両税制の適用期限を2年間延長いただきたい

(2) 中小企業経営強化税制において、新しいデジタル技術の進展を踏まえ、その対象を拡大していただきたい。

4. 役員報酬「業績連動給与」の損金算入における「同族会社」範囲の拡大

現行法人税法上、業績連動給与の役員報酬制度を採用し、株式報酬等の業績連動給与を損金算入できるのは、非同族会社及び同族会社の場合は非同族法人の完全子会社である場合に限定されている。

経済産業省が公表した「『攻めの経営』を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引－」では、中長期の企業価値創造を引き出すためには業績連動給与の役員報酬制度が必要と指摘しており、こうした観点から完全支配関係がない同族会社も業績連動給与を損金算入できる事としていただきたい。

令和6年11月

一般社団法人情報サービス産業協会
会長 福永 哲弥